

2012
平成24年

広報

No.483

2 しらこ

町の人口

人口 12,421 (-26)
男 6,159 (-9)
女 6,262 (-17)
世帯数 4,784 (-5)
2012.1.1現在()は前月比

春を食卓へ

白子町の新春の特産物「葉玉ねぎ」が最盛期を迎えています。出荷期間が1月から3月までと短く、農家では収穫されたばかりの葉玉ねぎが所狭しと並べられ、出荷作業に追われています。

葉玉ねぎは、たまねぎを早い時期に収穫したもので、甘味があり葉の部分も柔らかく、色鮮やかな緑と白の色合いで食卓に春を感じさせてくれる野菜です。

昔からの酢味噌合えに加え、最近では炒め物にしたり鍋に入れたりレシピも増えてきました。今月は、葉玉ねぎのレシピコンテストが行われます。オリジナルのレシピを考えて参加してみませんか？

(12ページ参照)



主な内容

- 成人式・関小学校公開授業————— 2
- 確定申告————— 3
- 国保・年金・介護・保健————— 6
- お知らせ————— 11
- つれづれの記————— 13
- 九十九里浜の詩————— 14
- くらしのこよみ・休日当番医———— 16

世の中が明るくなる信じて 苦楽を共にした友人たちと迎えることができた成人式



成人を祝い、1月8日(日)、青少年センターで成人式が行われました。今年の白子町の成人者数は126名。全国的にも新成人の数は減少傾向にあります。白子町も例外ではありません。

それでも、会場には新調したスーツや晴れ着に身を包んだ新成人が集い、友人や恩師との久しぶりの再会に会話が弾み、記念写真を撮っていました。今年は、小学校や中学校の卒業アルバムや写真を使ったスライドショーが行われ、懐かしい写真の数々を見て会場は大変盛り上がりました。

そして、昨年の東日本大震災を経験した今年の新成人たちは、成人代表の1分間スピーチの内容が例年と少し違いました。家族や恩師への感謝はもちろんですが、「これからは支えられる側から支える側になりたい。」「1秒1秒大切に生きていきたい。」「ステージから新成人たちにエールを送る者。また、「苦楽を共にしてきた友人たちと成人式を迎えることができで嬉しいです。若い世代の自分たちが頑張ることで、少し元気のないこの世の中が明るくなると信じ、希望にあふれた人生を送りましょう。」と、それぞれの二十歳の思いを語りました。

1日10分がんばると 関小学校で地域公開授業



道徳の授業に力を入れている関小学校で、保護者だけでなく地域住民にも授業の様子を見てもらおうと、1月12日(木)、地域公開授業「きて みて かんじて 関小」が行われました。午後の道徳集会では、「字を上手に書けるようになりたい。」「なわとびを連続30回跳びたい。」「ピアニカを間違えないで吹きたい。」など、1年生が「1日10分」毎日継続して練習してきた成果を披露しました。なわとびが苦手だった男の子は、ステージでなわとびに挑戦。初めは24回でしたが、あきらめずに再挑戦すると目標だった30回を達成。(写真)会場から大きな拍手が贈られました。

それを見ていた上級生は、「1年生もあきらめないでがんばっていた。地域の方たちも、「自分も何か1日10分に挑戦してみたい。」「1日10分の大切さを教えてもらった。」などの感想が述べられました。

所得税・消費税の 確定申告相談の日程

◎年金受給者の方のための申告指導相談

月 日	会 場	時 間
2月1日(水)・2日(木)・3日(金)	茂原市民体育館 第1・第2会議室	9:30~12:00 13:00~16:00
2月7日(火)	勝浦市役所	【相談受付は15:00まで】

※混雑の状況等により、受付終了時間が早まる場合があります。

◎税理士による小規模納税者の方などのための無料申告相談※

月 日	会 場	時 間
2月8日(水)	いすみ市役所	9:30~12:00 13:00~16:00
2月9日(木)・10日(金)	いすみ市役所(岬庁舎)	【相談受付は15:00まで】

※小規模納税者の方の所得税・消費税、年金受給者・給与所得者の方の所得税の申告(土地・建物・株式等の譲渡所得のある方を除きます。)を対象としています。

※混雑の状況等により、受付終了時間が早まる場合があります。

◎確定申告出張相談

月 日	会 場	時 間
2月21日(火)・22日(水)	いすみ市役所	9:30~12:00 13:00~16:00
2月23日(木)・24日(金)	勝浦市役所	

☆源泉徴収票等の確定申告に必要な書類・筆記具・計算器具・印鑑をご持参ください。

国税庁ホームページで確定申告書等を作成できます

所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書が作成可能
消費税等の確定申告書・贈与税の申告書

- 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書データ(贈与税は除く)に電子証明書を添付して、送信(提出)することができるe-Tax(イータックス)があります。
- 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウト(白黒可)して、税務署に提出できます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を掲載しています。是非ご利用ください。

※e-Taxをご利用いただくには事前の手続が必要です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。


 詳しくは



住民税・所得税・消費税の申告受付が始まります

申告期間 2月16日(木)～3月15日(木) (土・日曜日は除く) 下表のとおり
 受付時間 午前9時～午後4時まで
 申告会場 役場 第5会議室(3階)

混雑が予想されますので申告はお早めに

月 日	曜日	対象地区	月 日	曜日	対象地区
2月16日	木	全地区	3月 2日	金	白湊地区
17日	金	全地区	5日	月	関地区
20日	月	全地区	6日	火	南白亀地区
21日	火	関地区	7日	水	白湊地区
22日	水	南白亀地区	8日	木	関地区
23日	木	白湊地区	9日	金	南白亀地区
24日	金	関地区	12日	月	白湊地区
27日	月	南白亀地区	13日	火	全地区
28日	火	白湊地区	14日	水	全地区
29日	水	関地区	15日	木	全地区
3月 1日	木	南白亀地区			
地区ごとに受付日を設定していますので右の地区一覧を参照ください。		関地区	南白亀地区	白湊地区	
		北高根、関、福島、南日当、北日当	浜宿、牛込、剃金、五井西	古所、五井東、八斗、驚、中里、幸治	

所得税の申告が必要な方

- ①平成23年中に、農業などの事業所得、不動産所得、配当所得、利子所得、一時所得などの所得があり、所得金額が所得控除の合計金額よりも多い方
- ②土地や建物などを売り、譲渡所得等のある方
- ③給与所得があり、次に該当する方
 - ・平成23年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
 - ・給与などを2か所以上から受けている場合
 - ・給与所得以外の所得が20万円を超えている場合
- ④給与所得者で次に該当する方(確定申告により納めた所得税が戻る場合もあります。)
 - ・平成23年中に退職し、その後、就職しないで年末調整を受けなかった方
 - ・雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける方
 - ・住宅借入金(取得)等特別控除を受ける方
- ⑤一定金額を超える公的年金・私的年金等を受けている方
- ⑥税務署から確定申告書が送付された方



住民税(町・県民税)の申告が必要な方

- ①平成24年1月1日現在、町内に住所があり、所得税の申告が不要な方
 - ②給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されていない方、また、給与所得者で給与所得以外の所得があった方(20万円以下であっても住民税の申告は必要です)
 - ③年金収入のみの方で、所得税を源泉徴収されていない場合でも、配偶者控除、社会保険料控除、生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方
 - ④白子町外に居住する方の扶養になっている方
 - ⑤町から住民税の申告書等が送付された方
- ※前年中の所得がない方でも、国民健康保険税(後期高齢者保険料)の軽減措置や国民年金保険料の免除、保育所入所、子ども医療費助成等の申請、所得証明等の発行等において申告が必要です。

消費税の申告が必要な方

- 1 平成21年中の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方
- 2 税務署から消費税申告書を送付された方
 - ・取引の内容を記載された帳簿や請求書等により消費税の計算を行いますので、確定申告と併せて消費税の申告もお願いします。
 - ・消費税の課税事業者になると、その年の所得税がゼロや赤字でも、消費税の確定申告が必要です。また、消費税の確定申告をすることにより、還付を受けられることもあります。(本則課税制度適用者のみ)
 - ・平成23年分の消費税の申告・納付期限は、平成24年4月2日(月)です。

□申告に必要なもの

- 1 印鑑 (認印可 シャチハタは不可)
- 2 給与所得者及び年金所得者は源泉徴収票の原本 (コピーは不可)
- 3 事業所得者は収支内訳書または収入金額及び必要経費を記録したもの
※昨年申告をされた方は、昨年の収支計算書の控えを持参してください。
※農業所得を申告される方で、土地改良費につきましては、必ず領収書又は納付金額を記録したものを持参してください。
- 4 生命保険料や地震保険料の支払証明書
- 5 国民年金・農業者年金支払者は支払ったことが確認できる書類 (国民年金保険料の証明書、領収書又は記帳されている通帳)
- 6 所得税が還付される方は本人の通帳等 (還付先口座がわかるもの)

〈その他〉

- ・医療費控除の申告をされる場合は、領収書、保険者及び保険金等で補填された金額等を、医療を受けた人、病院ごとなどに整理して申告をお願いします。
- ・住宅借入金等特別控除または雑損控除を受ける方で、必要な書類、詳細等については、税務署または税務課までお問い合わせください。
- ・譲渡や株式所得、雑損控除などで複雑な内容の方は、税務署での申告をお願いします。
- ・茂原税務署では、2月16日以前でも給与所得者、年金受給者の還付申告の受付を行っていますのでご利用ください。なお、確定申告期間中 (2月16日～3月15日) の休日 (土・日曜日) の業務は行いませんのでご注意ください。
- ・身体障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で「白子町障害者控除対象者認定書交付要綱」に基づき身体障害者に準じると認定された場合は、町が発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除(特別)が受けられます。なお、判定基準日は当該年の12月31日となり、認定書は保健福祉課(介護保険係)で交付します。

□税制改正により、次のとおり変更となりましたので、申告の際にはご注意ください。

○平成23年分の所得税から適用される主なもの

- ・年少扶養親族 (扶養親族のうち、年齢16歳未満の人) に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。
- ・年齢16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除については、上乗せ部分 (25万円) が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

問い合わせ 役場税務課 ☎ 33-2114 茂原税務署 ☎ 22-2166



療養費の支給

いったん全額自己負担となる場合



次のような場合、医療費はいったん全額を支払いますが、その後に申請して審査で認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

医療の内容	申請に必要なもの	医師が認めた場合に適用
急病など、やむを得ない事情で医療機関にかかったときや、保険証を持たずに治療を受けたとき 	診療内容の明細書 領収書 保険証 印鑑	
治療用装具（コルセット、ギブス、義足など）を購入したとき 	医師の診断書または意見書 領収書 保険証 印鑑	○
国保・後期高齢者医療制度を扱っていない柔道整復師の施術代（骨折、脱臼、捻挫など）	明細書がわかる領収書 保険証 印鑑	
輸血のための生血代 （病院を通じて購入した場合） 	医師の診断書と輸血証明書 領収書 保険証 印鑑	○
医師から指示された、はり・きゅう・マッサージ代	医師の同意書 領収書 保険証 印鑑	○
海外渡航中に急病で医療機関にかかったとき （海外療養費） 	診療内容の明細書と領収明細書 （外国語のものは日本語の翻訳文が必要です） 保険証 印鑑	

※国保の方で、口座振込みを希望される場合は、世帯主名義の通帳をご持参ください。

後期高齢者医療制度の方は、ご本人の通帳をご持参ください。

※申請月から2か月後に支給されます。

問い合わせ 住民課 国保年金係 ☎33-2112

国民年金保険料の

納付は口座振替で！



便利でお得！

安心 自動引落しで納め忘れの心配なし！

便利 金融機関等に行く手間と時間も不要！

簡単 一度の手続きで済み、手数料無料！

お得 早割・前納の割引があり！

口座振替で**1年度分を前納**すると
年間 3,780円 (平成23年度分) 割引
 毎月納付でも、**口座振替早割** なら
月々50円 (年間600円) の割引

引落方法	手続きの場所	必要なもの
次の4つからお選びください。		
① 1年度分の前納(4月～翌年3月分)	金融機関	①年金手帳または納付書
② 6か月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)	郵便局	②預(貯)金通帳
③早割(当月末日振替)		
④毎月(翌月末日振替)	年金事務所	③預(貯)金通帳届出印

平成24年度分
1年・6か月(4～9月分)の
前納申込み期限は
2月29日(水)
お申込みはお早めに！

口座振替が開始されるまでには、お申込み後2か月程度かかります。

残高不足で口座からの引落ができなかった場合は、割引がなくなり毎月の口座振替に切り替わります。

特に、初めて口座振替で1年度分の前納を申し込まれた方は13か月分(3月分+4月分～翌年3月分)、6か月分の前納を申し込まれた方は、7か月分[(3月分+4月分～9月分)または(9月分+10月分～翌年3月分)]の保険料が引落となりますので、残高不足にご注意ください！

すでに口座振替で前納されている方は、毎年申込む必要はありません。



現金納付と口座振替の比較 平成23年度 国民年金保険料



納付方法		1か月分	6か月分	1年分
月々支払		15,020円	90,120円	180,240円
前納	現金支払 【割引額】	—	89,390円 【730円】	177,040円 【3,200円】
	口座振替 【割引額】	14,970円 【50円】	89,100円 【1,020円】	176,460円 【3,780円】

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれています。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

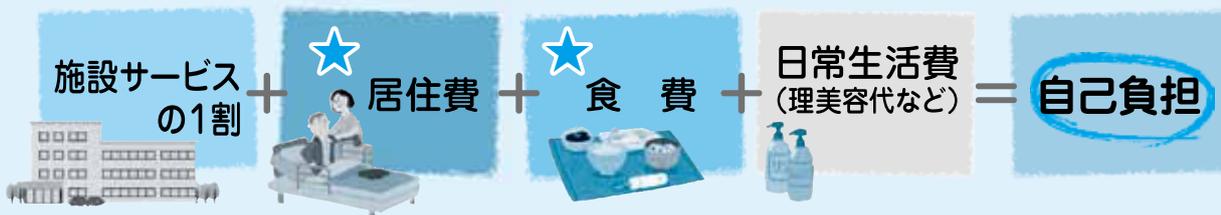
※要支援の方は施設サービスは利用できません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります



施設サービスを利用したとき

施設サービスを利用したときは、施設サービス費の1割に加え、居住費・食費・日常生活費が自己負担となります。



★居住費・食費について

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用を基に、水準額が定められています。

居住費・食費の水準額(日額)

施設の種類	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
介護老人福祉施設	1150円	320円	1970円	1640円	1380円
介護老人保健施設・介護療養型医療施設	1640円	320円	1970円	1640円	

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります(特定入所者介護サービス費)

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、これを超える利用者負担はありません。

超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

※給付を受けるには申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(日額)

区分	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	
●生活保護受給者の方等 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	490円 (420円)	320円	820円	490円	390円
世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない方	1310円 (820円)	320円	1640円	1310円	650円

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です

要介護 1～5の方へ【介護サービス】

介護サービス(施設)の種類と費用のめやす

※従来型個室とは共同生活室(リビング)を併設していない個室
 ※多床室とは、定員2人以上の個室ではない居室
 ※ユニット型個室とは、共同生活室(リビング)を併設している個室

生活介護が中心の施設

かい ごろうじん ふくし し せつ 介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

1ヵ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約1万7670円	約1万9530円	約2万 70円
要介護2	約1万9800円	約2万1660円	約2万2200円
要介護3	約2万1900円	約2万3760円	約2万4300円
要介護4	約2万4030円	約2万5890円	約2万6430円
要介護5	約2万6130円	約2万7990円	約2万8230円

介護やリハビリが中心の施設

かい ごろうじん ほけん し せつ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。



1ヵ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約2万2020円	約2万4390円	約2万4480円
要介護2	約2万3490円	約2万5860円	約2万5950円
要介護3	約2万5080円	約2万7450円	約2万7540円
要介護4	約2万6700円	約2万9070円	約2万9160円
要介護5	約2万8290円	約3万 660円	約3万 750円

医療が中心の施設

かい ごりょうよう がた いりょう し せつ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。

1ヵ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約2万 490円	約2万3820円	約2万3910円
要介護2	約2万3790円	約2万7120円	約2万7210円
要介護3	約3万 930円	約3万4260円	約3万4350円
要介護4	約3万3960円	約3万7290円	約3万7380円
要介護5	約3万6690円	約4万 20円	約4万 110円

保育所等の年長児・中学1年生・高校3年生に相当する方へ

接種期限は平成24年3月末日です

麻しん風しん混合接種を忘れずに！



☆接種は無料です（第2～4期は、平成24年3月31日までに接種した方）

対象者	第2期	小学校就学前の1年間（保育所等の年長児で5～7歳未満） （平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）
	第3期	中学1年生に相当する年齢の方 （平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方）
	第4期	高校3年生に相当する年齢の方 （平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの方） ※高校2年生に相当する方で、学校行事で海外にいかれる場合に限り、麻しん風しん混合予防接種の費用を助成しています。詳しくは、お問い合わせください。
	第1期（満1～2歳未満）に該当する方は、1歳を過ぎたら早めに接種しましょう。	

○麻しんと風しん、どちらかにかかった場合でも、混合ワクチンを接種することができます。

○事前に郵送されている予診票等にご記入の上、医療機関で接種をしてください。



三種混合・日本脳炎の接種はお済みですか？

乳幼児期の予防接種、三種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）・日本脳炎などが対象年齢内に終わっているか、母子手帳で確認しましょう。

対象年齢を過ぎると任意接種（有料）になるので早めに接種しましょう。

三種混合	対象年齢	生後3か月～7歳6か月未満	
	接種回数	第1期初回	20～56日の間隔で3回接種
第1期追加		1期初回終了後1年～1年半の間に1回接種	
日本脳炎	対象年齢	第1期	生後6か月～7歳6か月未満（標準的接種期間は3歳からです）
		第2期	9歳～13歳未満
		第1期追加	1期初回終了後、おおむね1年後に1回接種
	接種回数	第1期	第1期初回 6～28日の間隔で2回接種
		第2期	1回
※第2期の年齢で第1期末完了の方は、第2期の年齢内に1期の不足分の接種が可能です			

※平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、日本脳炎予防接種の接種機会を逃した方は、20歳になるまでの間に、不足回数分を公費で接種できるようになりました。

希望される方は、母子手帳をご持参の上、健康づくりセンターにお越しください。

問い合わせ 健康づくりセンター ☎33-2179



「脳の若返り教室」参加者募集

簡単な読み書き計算や楽しい会話は、認知症の予防・改善・進行の抑制につながります。参加者同士、一緒に楽しい時間を過ごしませんか。

期間 平成24年5月～平成25年2月の毎週木曜日（祭日を除く）

①9:00～ ②10:00～ ③11:00～のうち、
いずれか1時間（クラス制）

ところ 社会福祉協議会（公民館内）

費用 月額1,000円（教材費）

募集期間 4月13日（金）まで

募集人員 24名（8名×3クラス）※定員になり次第、締切り。

送迎有：無料

※送迎を希望する方は、申込みの際にお申し出ください。

ただし、クラスは②または③となります。

申込み・問い合わせ 白子町地域包括支援センター ☎30-3888

森林の所有者届出制度がスタート

森林法の改正により、平成24年4月以降に森林の土地の所有者となった方は市町村長への届出が義務付けられました。

○**対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出される方は対象外です。

○**届出期間** 土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地の所在する市町村長に届出をしてください。

○**届出事項** 届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の場所・面積、土地の用途等。

○**添付書類** 登記事項証明書（写し可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面

問い合わせ 産業課 ☎33-2115

青少年健全育成白子町民大会

とき 2月18日（土）9:30～11:30

ところ 役場 第3会議室（2階）

参加費 無料

内容 ①青少年健全育成功労者への感謝状贈呈
②講演会 演題 「大震災・旭市の被災状況と課題について」
講師 旭市立中和小学校 校長 平野一男 氏

問い合わせ 生涯学習課 ☎33-2144

犬の正しい飼い方・しつけ方教室

とき 3月4日（日）12:30～16:00

ところ 長生合同庁舎 駐車場（茂原市茂原1102-1）

費用 1,500円

定員 20組（飼い犬同伴）

同伴する犬は、生後3か月以上で登録及び平成23年度狂犬病予防注射接種済みであること。

締切り 2月24日（金）

申込み・問い合わせ 長生保健所健康生活支援課 ☎22-5167

太巻き寿司教室

とき 3月6日（火）9:30～

ところ 健康づくりセンター

定員 24人（先着順）

講師 JA長生女性部白子支部

申込み・問い合わせ

産業課 ☎33-2115

保育所入所説明会

とき 3月1日（木）14:00～

ところ 各保育所ホール

内容 入所説明会、用品販売

※該当者には2月中旬に保育所入所承諾書と案内通知を郵送します。

問い合わせ 住民課 ☎33-2112

町民バドミントン大会

とき 2月19日（日）8:30集合

ところ 白子町国民体育館

参加費 500円

締切り 2月17日（金）

申込み・問い合わせ

生涯学習課 ☎33-2144

ボランティア入門講座

はじめての傾聴ボランティア

「傾聴」とは、相手の気持ちに心から耳を傾け、気持ちに寄り添いながらお話を聴くことです。ひとり暮らしの方や施設を利用している高齢者を支える活動として傾聴ボランティアが活躍しています。

相手の立場に立った聞き方を身につけ、ボランティア活動や日々の生活に活かしてみませんか？

とき 2月29日（水）

13:30～16:30

ところ 茂原市総合市民センター
グループ活動室

講師 NPO法人スピリッツ
理事長 北田とも子氏

対象 本講座に興味のある方

定員 30名（先着順）

参加費 無料

締切り 2月28日（火）

申込み・問い合わせ

茂原市社会福祉協議会総務課

☎23-1969



ボランティア講師募集

ボランティア講師や教育ボランティアとして指導していただける方を募集しています。家庭料理や工作など、特技や趣味を持っていませんか。趣味に関することから専門的分野まで、あなたの経験と知識をぜひ活かしてみませんか。自薦・他薦は問いません。皆様の登録をお待ちしています。

【指導項目例】 語学・料理・スポーツ・健康・演芸・文芸 その他
お問い合わせ 生涯学習課
☎33-2144

臨時保育士募集

町では、保育士に欠員が生じた時に臨時保育士として勤務できる方を募集しています。

○待遇

勤務日数 月20日程度

勤務時間 7:30~19:00
までの間で交代勤務

勤務期間 4月1日~9月30日
(6か月ごとに期間を
更新する可能性あり)

賃金 お問い合わせください。

休日 日・祝祭日(有給休暇あり)

保険 社会保険(厚生年金・雇用
保険加入)

○締切り 2月29日(水)

※履歴書(市販のもので可)・保育士証(保育士の資格を証明するもの)をご持参ください。

お問い合わせ 住民課児童係
☎33-2112

しおかぜフェア

とき 2月21日(火)
10:00~15:00

ところ 茂原ショッピングプラザ
「アスモ」センターコート

内容 中学部、高等部の作業製品の展示・頒布、長養太鼓の演奏(11:00~)

お問い合わせ
千葉県立長生特別支援学校
☎42-2470

児童扶養手当制度

児童扶養手当の受給対象者は、次の条件に当てはまる18歳に到達後の年度末までの児童(障害児は20歳未満)を監護している父親、母親、または父母にかわってその児童を養育している方です。

- 父母が離婚したあと、父又は母と一緒に生活をしていない児童
- 父又は母が死亡した児童
- 父又は母が重度の障害(国民年金の障害等級1級程度)にある児童
- 父又は母の生死が明らかでない児童
- 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 未婚の母の児童
- その他、生まれたときの事情が不明である児童

ただし、上記に該当しても次のような場合は支給されません。

- 対象児童、父又は母(養育者)の住所が日本国内にないとき
- 対象児童、父又は母(養育者)が公的年金や労災による遺族補償を受けられることができるとき(老齢福祉年金を除く)
- 父又は母の配偶者(事実婚も含む)に養育されているとき
※所得により、支給が制限・停止になる場合があります。

お問い合わせ 住民課 児童係 ☎33-2112

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当の受給対象者は、20歳未満で身体や精神に一定の障害をもつ児童の父か母、または父母にかわって児童を養育している方です。ただし、次の場合は手当を受けることができません。

- 対象児童または父母(養育者)の住所が日本国内にないとき
- 対象児童が、障害により公的年金を受けられることができるとき
- 対象児童が施設に入所しているとき
※所得により、支給が停止になる場合があります。

お問い合わせ 住民課 児童係 ☎33-2112

「葉玉ねぎのおいしさ発信」レシピコンテスト

○第1次審査(書類選考)

応募方法 氏名(ふりがな)・住所・電話番号・年齢・性別・料理タイトル・材料(4人分)・作り方・PRコメント・料理の写真(あれば)・Eメールアドレス(あれば)を明記のうえ、郵送かFAXで応募してください。(家族・グループでも可)

締切り 2月7日(火)(当日消印有効)

○第2次審査(調理品審査)実際に料理を作ってください。

2月19日(日)10:20~健康づくりセンター

応募・問い合わせ 〒299-4218 白子町関867 JA長生白子支所
☎33-2141 FAX33-6017

ガス消費機器調査とガス漏れ検査

法令に基づき、3年ごとにガスをご利用のお客様宅を訪問し、ガス消費機器調査とガス漏れ検査を実施します。費用は無料です。

対象地区 白潟西・南白亀東地区

期間 1月~3月まで

お問い合わせ 白子町ガス事業所 供給保安係 ☎33-3530

登録していた犬が死亡した場合は環境課に連絡を!

米 粉

(152)

最近、「米粉」という言葉をしばしば耳にするようになりました。

米粉とは、字のとおり米を粉にしたものです。昔から団子や和菓子など使われてきたなじみの深いもので、もち米から作った白玉粉、うるち米から作られた上新粉などがあります。近年、国の米政策の転換によって、製粉技術の進捗、商品開発の拡大などが進められ、新たな米粉ビジネスが模索されています。

国の過剰米対策は、長年続けられてきた米を作らせない減反政策から、米を作り活用する政策へと一部転換が図られ、主食（ご飯）以外の新たな需要を生み出そうというもので、そのひとつが米粉にしての活用です。まず、小麦粉に準じた利用を目指

し、小麦粉と同等の細かさの微細粉にする製粉技術と機械が開発され、並行して商品開発もいろいろな分野で手がけられ、米粉パン、米粉麺、米粉スパゲティから、化粧品の種類まで開発されました。

米粉の特徴は、パンや麺類はもっ

ちり感のある新たな食感で、天ぷらの衣に使うとサクサク感が長く続き、油を吸いにくいのでカロリーを抑えられます。また、グルテンを含まないので小麦アレルギーにも対応できる等、嗜好面や健康面からも、多くの利点があり好評で、まだまだ開発が進められています。

白子町の学校給食用のパンは50%の米粉入りです。長生地域でも、JA長生に製粉機が導入され、直売所向けの米粉づくりをしています。また、農業事務所などが主催し、「もっと美味しくもっと手軽に米粉料理を楽しもう」という米粉アイディア料理コンクールの開催や、レシピの作成配布など、一般家庭への普及を図っています。

米粉普及のハードルは、小麦粉の2倍以上する価格の高さで、安価競争を強いられている業務用が伸び悩む要因になっているようです。

全国の米粉用米の作付面積は、平成21年に2400haであったものが昨年は7300haを上回り、急増し

ています。白子町でも昨年は52haとかなり多く作付けされるようになりました。しかし、供給過剰気味になっているようで、せつかくの施策も先行きにやや不安な面もあります。

食料自給率の低迷が言われ、新しい農業基本法では50%という目標を掲げてはいるものの、現状は40%ギリギリの線で推移しており、先進国の中で極めて低いことは多くの人がた

ちが不安を感じていると思います。そんな中で、年に500万tも輸入されている小麦の内、10%の50万tを米粉で代替すれば、現在の10倍の栽培が可能になり、自給率の向上と稲作農家の経営改善にかなりの好影響があるはずで、それには、稲作農家が率先して地域を巻き込み、米粉の利用拡大を図ることが必要ではないかと思えます。

私のコラムを読んでくださる皆さん。ぜひ米粉を食卓にのせていただきたいと思えます。

町長 林 和 雄

げんき君の着ぐるみ貸します

白子町のシンボルキャラクター「げんき君」の着ぐるみを貸出しします。お祭りや子ども会の行事など地域のイベントにげんき君を登場させませんか？

げんき君は、平成7年に白子町40周年を記念し町のシンボルキャラクターとして生まれました。体は太陽と情熱の赤、髪の毛は九十九里浜の大波を表し、足の緑と黄色は黒松とひまわりを表現しています。
元気いっぱいの子どもの、豊かな実りある町を象徴しています。

対象 町内の団体、企業など
期間 原則1週間以内
費用 無料
申込み・問い合わせ 総務課 企画財政係
☎33-2110



中学校って楽しい！

小6年生が1日中学生体験



家庭科の授業の様子：手作りマヨネーズできゅうりを食べました

中学校入学を控えた3小学校の6年生が、1月20日(金)、1日中学生を体験しました。小中学校連携教育の一環で行われたもので、午前中は中学校で小学校の授業を行い、3小学校合同でのドッチボール大会で他校の児童と交流を深め、給食も食べました。午後はいよいよ中学校の授業を体験。社会、数学、英語、音楽、家庭科、体育の6コースに分かれ、中学校1年生と一緒に授業を受けました。

英語の授業では英語でのあいさつやアルファベットビンゴゲーム、数学は紙テープを使って決まりを見つける学習、社会では歴史などをクイズ形式で学び、体育は卓球、家庭科ではマヨネーズづくりに挑戦。音楽では「ふるさと」の合唱や指揮の体験もしました。初めて中学校を訪れた児童は「中学校は広くて先輩たちも優しい。初めは緊張してたけど楽しい。早く中学生になりたい。」と話していました。

九十九里浜の詩

第一五〇回

災禍の試練・世界の注目・景観資源の活用

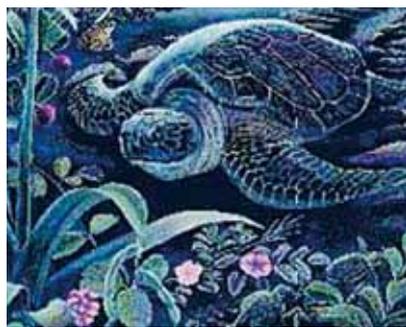
年末に香取市、新年に旭市、山武市の大地震被災地をクルマで回り、被災の跡を見て、改めて自然災害の強烈な破壊力を痛感しました。

山あり、谷あり、川あり、四方を海で囲まれた自然豊かな島国日本。それだけに気象学、地球物理学の上では特殊な条件下にある日本。地震、津波、台風、火山活動などさまざまな自然災害がある、常に、備えを怠ってはならないと専門家は警告します。

「天災は忘れたところにやってくる」で知られる地球物理学学者寺田寅彦は「天災と国防」(一九三四)の中で「数千年来の災禍の試練によって日本国民特有の色々な国民性の優れた諸相が作り上げられた」と、日本の風土、災いをプラスに転ずる日本人の勇気と知恵を語っています。

大震災関連で私が集めた新聞、雑誌、インターネットの

資料は大量です。先日、海外の情報を整理していて気がつきました。最初は刺激的な見出しの多かった日本の原発事故報道が変化。現在は、原発を大量に持つ国も、これから持とうとしている国も、日本



SVCのホームページから

がこの試練をどのように乗り越え、難問を解決するか、注目しているように見えます。

もちろん、日本の経験、解決法を自国のために役立てたいということですが、これは寺田寅彦の言う「日本国民特有の優れた諸相」対する世界

の期待であり、原発にとどまらず、環境、医療、先端技術などにも及ぶと考えます。

話が大きくなりましたが、今回の被災地情報は、岩手、宮城、福島地方紙とインターネットで集めていますが、名取市の高校生の「ハマボウフウ種まき」など、刻々と伝えられる被災地の人々の復興への意欲、情熱に圧倒され、思わず「白子町の広告看板」を見に東京駅へ出かけ、海を渡った「折りウミガメ」のその後を追ってしまいました。

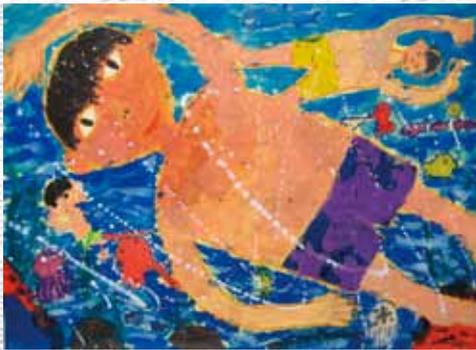
十二月に白子町で開催された「景観セミナー」(千葉景観緑地課主催)では「景観資源を生かしたまちづくり」の重要性が説かれましたが、「折りウミガメ」の紹介を続けてくれるSVCは、終始一貫、海岸の景観(自然)とウミガメを一体化させ、これを保護する自分たちの存在を上手に宣伝しています。その徹底した姿勢は、まさに景観資源の活用です。(高橋昭彦)

「九十九里浜の詩」のURLは
<http://www4.ocn.ne.jp/~eca33eca/>



白潟小4年 篠崎 圭佑

〈評〉濃紺の紙の色を生かして、着彩を工夫することができました。「ごんぎつね」の一場面が、幻想的に描かれています。



「魚とおよいだよ」

南白亀小2年

岩佐 吏飛

〈評〉海の生きものと楽しく泳いでいる様子が大きく元気に描けました。



「イチョウの木の下で」

関小3年 野口 真優

〈評〉友達と楽しく遊んでいる声が聞こえてくるようです。

しらこ俳句会

一句の周辺

金井道子

投げ入れし詫助の白極まりて

床の間に小ぶりの椿が投入花として飾られている。新春のまはゆいばかりの光に白い花があざやかである。

遠藤了

真白な鳩の円舞や初景色

元日はすべてが新しくなったような気持ちになる。大空で、新しい風を羽いばは溜めて羽はたく白鳩の群を、まるで円舞するようだと見た。
清らかな気分であつめた作者である。

(片岡 幹男)

金井道子

投げ入れし詫助の白極まりて

枯れ松に命繋げと鳶の笛

平野洋子

幼子の片言ことば初電話

夫婦茶碗磨き新たな年迎ふ

米谷静夫

初御空山武杉の秀そそり立つ

新萱の寺門の雫初雀

遠藤了

真白な鳩の円舞や初景色

初曆又ひととせの標とし

片岡幹男

初風の声の路地より広場より

エプロンを膝にまるめて年始酒

小高利子

捨る年拾ふ年来る除夜の鐘

初もうで神は無言で肅々と

秋葉晴耕

被災地に残る瓦礫や去年今年

みすぐ展出て人波の二日かな

緑川美代子

厨口齋こぼるる七日かな

小寒のさざなみ立てて南白亀川

鵜澤洋州

叔気満つ参道長し松並木

芝焼の土手黒々と棚煙

佐藤五城目

元朝の土手の一風動かさざり

とんとこてん飴切る町の初詣

新井田美沙緒

子らと見る初東雲の浪明り

初笑ひのこして友の受話器おく

言葉の解説

風…俳句では「風」は春の季語になるが「初風」は新年の季語。

叔気…新年の季語。新春の瑞気、めでたい

初気…新年の季語。新春の瑞気、めでたい

気をいう。

片岡 幹男 選

